

令和9年度当初課税

固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書の作成等に係る受託候補者選定要領

（目的）

第1条 この要領は、「令和9年度当初課税 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書の作成等」に係る受託候補者を選定する手続について、必要な事項を定めるものである。

（委託内容）

第2条 委託内容は以下の仕様書のとおり。

令和9年度当初課税 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書の作成等に係る仕様書（案）

（受託候補者選定委員会の設置）

第3条 受託候補者の選定に関する審査を行うために、行財政局内に「令和9年度当初課税 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書の作成等に係る受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設ける。

2 選定委員会は、次に掲げる構成員をもって組織する。

委員長	行財政局税務部資産税課	資産税課長
委員	行財政局税務部税制課	税制課長
委員	行財政局市税事務所固定資産税室	固定資産税第一課長
委員	行財政局税務部資産税課	担当係長

3 委員長に事故があるとき又は欠けたときは税制課税制課長がその職務を代理する。

（受託候補者の選定）

第4条 提出された企画提案書及びヒアリング内容をもとに、各委員が評価項目（別紙4）に基づき、提案内容を審査して採点し、各委員が採点した点数の合計点数を委員の数で除し（小数点以下第2位を切捨て）、最高得点を獲得した者を受託候補者として選定する。

2 得点が同一であった場合、見積金額（総額）が最も低い提案者を受託候補者とし、見積金額も同じ場合には、提案者からの再度の見積書提出により、最も見積金額（総額）の低い応募者を受託候補者とする。

3 極端な意思をもって採点した委員がいたことが判明した場合は、選定委員会で協議し、各項目の最高と最低の点数を不採用とする場合があるものとする。

4 基準点及び加算点の趣旨を理解せずに採点されていたことが判明した場合は、選定委員会で協議し、当該委員の採点を不採用とする又は採点のやり直しを求める場合があるものとする。

5 応募者が1者の場合においても、選定委員会での協議により総合的に評価の高い提案を行ったと判断すれば受託候補者として選定する。

6 応募者が多数となった場合、選定委員会において企画提案書等の提出書類について書類審査を行い、企画提案書等における提案内容が仕様を満たしていないと判断した場合はヒアリング対象としないものとし、その他の場合はヒアリング実施日を別途調整してヒアリングを実施するものとする。

（審査結果の通知）

第5条 選定結果については、提案者全員に書面により通知する。

附則

この要領は、決定の日から施行する。